

7 那国運第 1 号
令和 8 年 2 月 2 日

那珂川市長 武末 茂喜 様

那珂川市国民健康保険運営協議会
会長 羽良 和 弘



那珂川市国民健康保険税の税率の改定について（答申）

令和 7 年 1 2 月 1 1 日付 7 那市第 1 4 0 0 号で諮問のあったことについて、
慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 答申

令和 8 年度的那珂川市国民健康保険税率を次のとおりとすることが適当である。

(1) 医療給付費分

所得割 6. 3 9 % を 7. 7 6 % に改定すること。

均等割 3 1, 2 0 0 円を 3 0, 0 0 0 円に改定すること。

平等割 2 9, 5 0 0 円を 2 9, 6 0 0 円に改定すること。

(2) 後期高齢者支援金等分

所得割 2. 3 5 % を 2. 8 2 % に改定すること。

均等割 1 2, 2 0 0 円を 1 0, 9 0 0 円に改定すること。

平等割 1 1, 6 0 0 円を 1 0, 7 0 0 円に改定すること。

(3) 介護納付金分

所得割 1. 6 7 % を 2. 3 2 % に改定すること。

均等割 2 2, 1 0 0 円を 1 7, 5 0 0 円に改定すること。

(4) 子ども・子育て支援納付金分

所得割 0.27%とすること。

均等割 1,010円とすること。

18歳以上被保険者均等割 60円とすること。

平等割 1,040円とすること。

2. 答申理由

本市においては、国民健康保険財政の健全化のために、国民健康保険税率について、令和4年度から令和6年度までに、福岡県から毎年示される、標準保険料率の水準まで段階的に改定を行ってきたところである。

今後も、本市の国民健康保険財政の健全化及び国が進める各都道府県内における保険料水準の統一に向けて、福岡県から示される標準保険料率に沿った税率とすることが必要であると判断し、令和8年度の「標準保険料率」の水準へ改定を行うべきであるという結論に達した。

3. 附帯意見

(1) 昨今の物価高騰等により社会経済情勢が非常に厳しい中、国民健康保険税の増加は、被保険者にとって非常に大きな負担となることから、本来であれば次年度の保険税を引き下げること又は据え置くことが妥当であると判断するところではある。しかし、現在、全国の市町村が、都道府県主導のもと、保険料水準の統一に向けて動いていることを考慮すると、今後も県が示す標準保険料率に合わせていくことについては、やむを得ない状況である。国民健康保険制度は、国民皆保険を支える基盤となる制度であるが、他の医療保険に比べて、被保険者の年齢構成、医療費水準の高さ、所得に占める保険料負担の重さ等、財政構造上の問題が大きく、また、医療の高度化及び高齢化の進行等により、今後も国民健康保険税の負担は増えることが多分に見込まれることから、市はこれまで以上に、福岡県及び国に補助金等の更なる財政支援について強く要望していくことを求める。

(2) 税率の改定を行うが、市においては財源の確保及び医療費抑制に取り組み、中長期的な視点を持ち、国民健康保険財政健全化に向けて引き続き努めること。

- (3) 国民健康保険事業の運営状況について、検証を行ったうえで本協議会に毎年度報告を行い、市全体にも公表を行うこと。
- (4) 税率改定にあたって、被保険者への周知活動を十分に行い、被保険者の理解を得るよう努めること。
- (5) 国民健康保険税（料）の県内均一化に向けた取り組みが進められているが、市町村間で財政負担の不均衡が生じないようにするなど真の均一化に向けた取り組みとなるよう福岡県及び国へ要望していくこと。
- (6) 安定的な財源確保のために、保険税の収納取り組みについて、現年度分、滞納繰越分を問わず、納付環境の整備及び滞納整理事務をさらに強化し、収入率の向上を図ることにより、被保険者の負担を軽減するよう努めること。
また、物価高騰等により社会経済情勢が非常に厳しい中、国民健康保険税の増加により、国民健康保険税の納付が困難となる方が今後増加することが見込まれるため、納付相談等についても適時適切な実施を引き続き行うこと。